

「集团的消費者被害救済制度」に関する意見

日本生活協同組合連合会

消費者被害の多くは少額で多数の被害であり、裁判にかかる費用や手間の問題をふまえると、訴訟は消費者個人にとってハードルが高く、泣き寝入りするケースがほとんどです。消費者基本法には消費者の権利のひとつとして、「消費者に被害が生じた場合には適切かつ迅速に救済されること」が規定されており、これを実質的に保障するためにも制度の整備が急がれます。また、悪質な事業者が悪質な行為を繰り返すことで消費者に被害が生じることを抑止するためには、事業者のもとに不当利益を残さないという観点も重要です。以下、被害救済と不当収益はく奪の二つの目的が効果的に行われることを求める立場から、集团的消費者被害救済制度について意見を述べます。

1. 広く消費者被害の救済や、不当収益のはく奪につながる総合的な制度を整備してください

集团的消費者被害救済制度の検討にあたっては、被害救済と不当収益はく奪が効果的に行われるような制度を総合的に検討することが必要です。集团的消費者被害救済制度については、以下、  
、  
のような類型が考えられ、事案に応じて迅速に対応できるようにすることが必要です。広く消費者被害の救済や、不当収益のはく奪につながる総合的な制度を整備してください。

投資商法、悪質住宅リフォームなどの詐欺的商法（そもそも継続的な事業展開を予定していない事業者）に対して、行政機関が財産保全を先行し、押さえた財産をもとに被害者への分配を図る制度をイメージした、財産保全先行型の制度

大学学納金返還請求、外国語会話教室解約時の前払い受講料の精算金請求、アパート敷金返還請求など（継続的に事業展開をしているものの、多数被害を発生させている事業者）に対して、「個別の被害者の権利を何らかの形でとりまとめて請求する訴訟手続」をイメージした、集合型訴訟による救済制度  
食品表示偽装など、被害額僅少、被害者特定困難、被害内容定型的な事案に対する、行政による不当収益はく奪制度（課徴金をイメージ）

2. 前述の集合型訴訟による救済制度については、適格消費者団体等の消費者団体も訴訟当事者となる制度を検討してください

消費者団体は消費者に身近な立場から被害救済・防止活動を行っています。以下の理由から、消費者の権利の実現と自立支援のために、消費者団体が集团的消費者

被害救済制度の担い手となることが重要です。

本来は消費者自らが被害救済を図れば良いが、情報力・交渉力等の格差からその実現は非常に困難である。

消費者団体は、消費者に身近な立場で活動し、消費者を代表し得る存在である。

消費者団体は、行政と比べて柔軟な対応が可能と考えられる。

適格消費者団体は、現在も差止請求関係業務を精力的に実施しており、この既存の活動と合わせて損害賠償請求が可能になれば、少額多数被害の救済・不当収益はく奪に効果的に結びつくと考えられます。

### 3．適格消費者団体への支援策を検討してください

適格消費者団体が行う消費者団体訴訟関係業務は特に公益性が高い活動であることから、本制度の整備と並行して適格消費者団体への支援策の具体化が必要です。次の3点について支援策を検討してください。

適格消費者団体が裁判に要したコストを回収できる仕組み

国や地方自治体による適格消費者団体への財政支援

適格消費者団体が、消費者被害の把握や被害者・被害金額を特定するために、公的機関や事業者が所有する消費者被害情報が速やかに提供される措置

なお、上記の適格消費者団体への支援策のうち、可能なものは集団的消費者被害救済制度の導入に先行して実行してください。

### 4．早期の制度実現を目指し、制度設計を進めてください

消費者被害は今も発生しており、その手口はより巧妙、複雑になっています。被害救済や今後の被害拡大防止のためには、早急に集団的消費者被害救済制度を整備することが求められます。

消費者庁の集団的消費者被害救済制度研究会において今年夏までに論点を整理した後、今秋には導入を目指す制度の骨格について決断し、2011年通常国会への法案提出を目指して制度設計に入ってください。

なお、本制度の検討に関する事務局体制について、上記の対応が取れるよう十分に拡充してください。

以上